

公営住宅法施行令等改正に伴う区営住宅使用料の減額に関する要綱

平成21年3月1日制定 区長決定
要綱第438号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区営住宅条例施行規則（平成10年規則第1号。以下「規則」という。）附則第5項に基づき、区営住宅の使用料を減額するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区営住宅 品川区営住宅条例（平成9年条例第39号。以下「条例」という。）で規定する品川区営住宅及び条例で規定する区営改良住宅
- 二 使用料額 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第2条の規定により算定した毎月の使用料の額又は令8条の規定により算定した毎月の使用料（第3条第1項第1号に規定する場合にあっては条例第29条第1項に規定する使用料及び条例第29条第2項に規定する金銭、区営改良住宅にあっては品川区営住宅の使用料等の算定方法に関する方針（以下「基本方針」という）二の規定により算定した額）の額
- 三 新使用料額 公営住宅施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号。以下「改正政令」という。）による改正後の令（以下「新令」という。）及び平成20年国土交通省告示第410号（以下「改正告示」という。）による改正後の平成8年建設省告示第1783号（以下「告示」という。）（以下「新告示」という。）の規定により算定した使用料額。
- 四 旧使用料額 改正政令による改正前の令（以下「旧令」という。）及び改正告示による改正前の告示（以下「旧告示」という。）の規定により算定した使用料額
- 五 本来使用料額 令第2条の規定により算定した毎月の使用料の額（区営改良住宅にあっては基本方針二の規定により算定した額）
- 六 新本来使用料額 新令（第4条第1項第2号及び第3号に規定する場合にあっては改正政令附則第3条を除く）及び新告示の規定により算定した本来使用料額
- 七 基準本来使用料額 平成22年3月31日に適用されている本来使用料額（第3条第1号による減額を受けている場合には減額後の額をいう）

(減額できる場合の基準)

第3条 この要綱により区営住宅の使用料を減額できる場合の基準は、次のとおりとする。

- 一 平成21年度における新使用料額が平成21年度における旧使用料額を超える場合。
- 二 平成22年度から平成25年度までの間の各年度における新本来使用料額が基準本来使用料額を超える場合
- 三 平成22年度から平成27年度までの間の各年度における新本来使用料額が基準本来使用料額を超える場合であって、かつ当該年度における新令第2条第2項による使用者の収入の区分が当該年度における旧令第2条第2項による使用者の収入の区分から2段階上昇する場合。

(減額する額)

第4条 区長、は前条各号に掲げる場合の使用料を、次の各号に定める額まで減額する。

- 一 前条第1号に定める場合の平成21年度の使用料額 平成21年度における旧使用料額
- 二 前条第2号に定める場合の平成22年度から平成25年度までの本来使用料額 次の表の上欄に掲げる年度の新本来使用料額から基準本来使用料額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額に、基準本来使用料額を加えて得た額

年度	率
平成22年度	5分の1
平成23年度	5分の2
平成24年度	5分の3
平成25年度	5分の4

- 三 前条第3号に定める場合の平成22年度から平成27年度までの本来使用料額 次の表の上欄に掲げる年度における新本来使用料額から基準本来使用料額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額に、基準本来使用料額を加えて得た額

年度	率
平成22年度	7分の1
平成23年度	7分の2
平成24年度	7分の3
平成25年度	7分の4
平成26年度	7分の5
平成27年度	7分の6

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。